

## 船橋市教育委員会安全運転管理者等及び安全運転管理者補助者設置要綱

船橋市公用自動車管理規程（平成3年船橋市訓令第7号）第4条第2項に規定する安全運転管理者等及び第4条の2第1項に規定する安全運転管理者補助者について、必要な事項を定めるものとする。

（安全運転管理者等の設置）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項及び第4項の規定により、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を置く。安全運転管理者等の設置箇所及び管理する範囲は、別表のとおりとする。

（安全運転管理者補助者の設置）

第2条 道路交通法施行規則第9条の10第6号に掲げる事項を職務として行わせるため、安全運転管理者補助者を置く。

- 2 前項に規定する安全運転管理者補助者は、船橋市教育委員会組織規則（平成4年船橋市教育委員会規則第1号）第22条第1項に掲げる者、第23条第1項に掲げる課長補佐、及び同条第3項に掲げる室長並びに別表第1及び別表第2に掲げる教育機関の長並びに船橋市立小学校及び中学校管理規則（昭和36年船橋市教育委員会規則第1号）第4条第1項に掲げる校長、副校長及び教頭並びに船橋市立特別支援学校管理規則（昭和55年船橋市教育委員会規則第3号）第43条第1項に掲げる校長、副校長及び教頭並びに船橋市立高等学校管理規則（昭和54年船橋市教育委員会規則第22号）第45条第1項に掲げる校長、副校長、教頭及び事務長をもって充てる。
- 3 所属長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、他の職にある者を安全運転管理者補助者として指名することができる。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

設置箇所	管理範囲	安全運転管理者	副安全運転管理者
総合教育センター	総合教育センター	所長	
豊富小学校	豊富小学校	校長	
特別支援学校	特別支援学校	校長	
高等学校	高等学校	事務長	

備考 道路交通法第74条の3第4項及び同法施行規則第9条の8第2項の規定に基づき、設置要件を満たさない場合は、この限りでない。